

受付印		令和 年 月 日		所管	業種目	概況書	要否	別表等	青色申告 一連番号							
納税地		税務署長殿		法人区分					整理番号							
		電話() -		事業種目	現地法人(特定の医療法人等を除く)又は(特定の公益法人等、協同組合等又は人格がない法人等)	左記以外の公益法人等、協同組合等又は特定の医療法人			事業年度(至)							
(フリガナ)				同上	現地法人の資本額又は出資金の額	円	非中小法人		兆 十億 百万							
法人名				同非区分	同上が1億円以下の普通法人のうち中小法人に該当しないもの	特定期定 同族会社	同上が1億円以下の普通法人のうち中小法人に該当しないもの		壳上金額							
法人番号				旧納税地及び 旧法人名等					申告年月日							
(フリガナ)				添付書類	貸借対照表、損益計算書、株主(社員)資本等変動計算書又は損益金処分表、勘定科目内訳明細書、事業概況書、組織再編成に係る契約書等の写し、組織再編成に係る移転資産等の明細書				通信日付印 確認印 庁指定局指定指導等区分							
代表者 記名押印									年月日 申告区分							
代表者 住所									法人税 中間 購限後 修正 地方 法人税 中間 購限後 修正							

平成・令和 年 月 日 事業年度分の法人税
課税事業年度分の地方法人税

令和 年 月 日 (中間申告の場合 令和 年 月 日) (の計算期間)

年 月 日 申告書 申告書

年 月 日 聖年以降送付要否 要否 適用額明細書提出の有無 有無

税理士法第30条の書面提出有 有 税理士法第33条の2の書面提出有 有

この申告書による法人税額の計算	所得金額又は欠損金額(別表四「48の①」)	1	十億 百万 千 円	控除税額の計算	17	十億 百万 千 円
	法人税額 (53) + (54) + (55)	2		所得税額(別表六(一)「6の③」)	17	
	法人税額の特別控除額(別表六(六)「4」)	3		外國税額(別表六(二)「20」)	18	
	差引法人税額 (2) - (3)	4		計 (17) + (18)	19	
	連結納税の承認を取り消された場合等における控除された法人税額の特別控除額の加算額	5		控除した金額(13)	20	
	土地譲渡益(別表三(二)「24」+別表三(二)「25」+別表三(三)「20」)	6	0 0 0	控除しきれなかった金額(19) - (20)	21	
	同上に対する税額 (22) + (23) + (24)	7		土地譲渡税額(別表三(二)「27」)	22	0
	課税留保金額(別表三(一)「4」)	8	0 0 0	同上(別表三(二)「28」)	23	0
	同上に対する税額(別表三(一)「8」)	9		同上(別表三(三)「23」)	24	0 0
	法人税額計 (4) + (5) + (7) + (9)	10	0 0	この申告による還付金額(21)	25	
この申告書による地方法人税額の計算	分配時調整外國税相当額及び外國関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額(別表六(五)「7」+別表十七(三)「13」)	11		中間納付額(15) - (14)	26	
	仮表経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	12		欠損金の繰戻しによる還付請求税額	27	外
	控除税額(((10) - (11) - (12))と(19)のどちら少ない金額)	13		計 (25) + (26) + (27)	28	外
	差引所得に対する法人税額 (10) - (11) - (12) - (13)	14	0 0	この申告前の所得金額又は欠損金額(60)	29	外
	中間申告分の法人税額	15	0 0	この申告により納付税額(61)又は減少する還付請求税額(65)	30	0 0
	差引確定/中間申告の場合はその法人税額(税額とし、マイナスの場合には、(26)へ記入)	16	0 0	欠損金又は災害損失金等の当期控除額(別表七(一)「4」の計) + (別表七(二)「9」若しくは[21]又は別表七(三)「10」)	31	
	課税基準法人税額(4)+(5)+(7)+[10]の外書)	33		翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金(別表七(一)「5の合計」)	32	
	課税留保金額に対する法人税額(9)	34		この申告による還付金額(43) - (42)	45	外
	課税標準法人税額(33) + (34)	35	0 0 0	この申告の告申であるが修場正合	46	
	地方法人税額(58)	36		この申告に対する法人税額(68)	47	
この申告書による地方法人税額の計算	課税留保金額に係る地方法人税額(59)	37		課税留保金額にに対する法人税額(69)	48	0 0 0
	所得地方法人税額(36) + (37)	38		課税標準法人税額(70)	49	0 0
	分配時調整外國税相当額及び外國関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額(別表六(五)「4」の計) + (別表六(三)「8」)のどちら少ない金額	39		この申告により納付すべき地方法人税額(74)	49	0 0
	外國税額の控除額(別表六(二)「50」)	40		剩余金・利益の配当(剩余金の分配)の金額		
	仮表経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額	41		残余財産の最後の分配又は引渡しの日	令和 年 月 日 決算確定の日	令和 年 月 日
	差引地方法人税額(38) - (39) - (40) - (41)	42	0 0	還する金額	銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 預金 農協・漁協 本所・支所	郵便局名等
	中間申告分的地方法人税額	43	0 0	融機関番号	ゆうちょ銀行の貯金記号番号	-
	差引確定/中間申告の場合はその地方法人税額(税額とし、マイナスの場合には、(45)へ記入)	44	0 0	※ 税務署処理欄		